

東京都特定有人国境離島地域に係る 地域社会の維持に関する計画（素案）

（平成29年度～平成38年度）

平成29年9月



東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画(素案) (平成29年度～平成38年度) 目次

はじめに	1
第1章 基本的考え方	3
1 計画の位置付け	4
2 基本理念	6
3 計画の成果目標	7
第2章 特定有人国境離島地域の現況	9
1 地理的状况	10
2 社会的状况	10
3 領海と排他的経済水域	11
4 沿革	12
5 地勢	13
6 気象	13
7 土地利用	14
8 人口	14
第3章 分野別計画	15
1 航路の運賃低廉化	16
2 航空路の運賃低廉化	18
3 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減	20
4 雇用機会の拡充	22
5 滞在型観光の促進	24
6 安定的な漁業経営の確保	26
7 啓発活動	28
8 推進体制及びフォローアップ	28
第4章 島別取組	31
1 三宅村の取組	32
2 御蔵島村の取組	36
3 八丈町の取組	40
4 青ヶ島村の取組	44
参考資料	47

はじめに

東京の島々は、美しい自然に恵まれ、貴重な癒しの空間であるだけでなく、我が国の排他的経済水域の約4割を占める等、海洋立国日本の重要な要衝でもあります。

また、そこには豊かな水産資源はもとより、レアアースや地熱等の新たなエネルギーの開発・利用という大きな可能性も有しています。

島しょ地域は、こうした我が国の海洋権益を守り、国益を維持する上でも重要な役割を担っています。

伊豆諸島がその役割を永続的に果たしていくためには、各島に住民が定住し、健全な地域社会が形成されていることが、大前提となります。

都は、これまで島しょ地域の重要性を踏まえ、東京都離島振興計画に基づき、町村とも連携し、交通体系、道路、水道、医療体制の整備など、生活水準の向上に取り組んできました。

しかしながら、島しょ地域特有の厳しい自然環境の中で、将来にわたり、継続的な居住が可能となる環境の整備を図るためには、こうした取組に加え、島民運賃の低廉化、島内物価の軽減など、更なる施策が求められています。

こうした状況の下、平成29年4月に、我が国の領海、排他的経済水域等の保全及び地域社会の維持を目的に、いわゆる有人国境離島法が施行されました。

東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画は、新たな法に基づき、特定有人国境離島地域に定められた伊豆諸島南部地域（三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島）について、その地域社会を維持するため、10年後の目指すべき姿とその実現に向けた取組の方向性等を示すものです。

都は、今後とも、国、関係町村との連携を図りながら、特定有人国境離島地域の維持に向け、この計画を着実に推進するとともに、引き続き伊豆諸島全域の一体的な振興に取り組んでいきます。